

昭和五年七月七日

警視總監 丸山鶴吉

警察本部 第一課長 吉田茂殿  
警察本部 第二課長 吉田茂殿  
警察本部 第三課長 吉田茂殿  
警察本部 第四課長 吉田茂殿  
警察本部 第五課長 吉田茂殿  
警察本部 第六課長 吉田茂殿  
警察本部 第七課長 吉田茂殿  
警察本部 第八課長 吉田茂殿  
警察本部 第九課長 吉田茂殿  
警察本部 第十課長 吉田茂殿

警察本部 第一課長 吉田茂殿  
警察本部 第二課長 吉田茂殿  
警察本部 第三課長 吉田茂殿  
警察本部 第四課長 吉田茂殿  
警察本部 第五課長 吉田茂殿  
警察本部 第六課長 吉田茂殿  
警察本部 第七課長 吉田茂殿  
警察本部 第八課長 吉田茂殿  
警察本部 第九課長 吉田茂殿  
警察本部 第十課長 吉田茂殿

警察本部 第一四〇番

昭和五年七月七日

警視總監 丸山鶴吉

5.7.8  
1362

内務大臣 安達謙藏殿  
社會局長官 吉田茂殿  
各廳府縣長官 殿

〔北海道〕京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、静岡、福岡

星製菓株式會社勞働爭議ニ関スル件 (別第七報)

(附 従業員同盟ニ対スル解雇手當金額全部支拂)

- (1) 會社側ニ於テハ解雇手當其他ノ給與金ニ付金策セルモ不可能ノ狀況ニテ益々紛争ヲ見ルキ情勢ニアルヲ以テ其有力者ヲ斡旋シテ漸ク調達スルヲ得タリ
  - (2) 斯ラテ期日タル七月五日調停者タル官房主事ハ兩者代表ヲ招キ前記未拂給與金額ノ為手當金ト支拂ニ了リ調停完了セリ
  - (3) 社員聯盟及在勤職工ニ要求事項未解決ニ付引續キ推移注意中
- 顯記爭議ニ関シ解雇職工ニ對スル手當其他ハ支拂期日タリシ去